

三木市記者発表資料 (令和3年9月28日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
総務部 総務課	課長 藤原健二 (内線 2440)	文書・統計係	0794-82-2000 (内線 2443)

タイトル																				
<b>法令等に定めのない申請書等の押印を廃止</b>																				
内 容																				
<p>市の手続きにおける申請書等の押印のうち、法令等に定めがなく、廃止可能なものについて、10月1日（金）から廃止することになりました。</p> <p><b>1 廃止日</b> 10月1日（金）</p> <p><b>2 対 象</b></p> <p>市民や法人等の団体が市に提出する申請書等の押印のうち、法令等に押印の定めがなく、廃止するもの 236 件</p> <p>○ 押印見直し対象文書の全体像</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #92d050;"> <th style="text-align: center;">廃止・継続の別</th> <th style="text-align: center;">件数</th> <th style="text-align: center;">割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">押印を廃止するもの</td> <td style="text-align: center;">1,640</td> <td style="text-align: center;">83.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <b>うち、10月1日に押印廃止するもの</b>                      (法令等に根拠のない押印)                 </td> <td style="text-align: center;">236</td> <td style="text-align: center;">12.0%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">うち、条例・規則等の改正を要するもの</td> <td style="text-align: center;">1,404</td> <td style="text-align: center;">71.1%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">押印を継続するもの</td> <td style="text-align: center;">334</td> <td style="text-align: center;">16.9%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><b>見直し対象文書 合計</b></td> <td style="text-align: center;">1,974</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table> <p>※10月1日廃止分以外の数値については、精査中のため変動する可能性があります。</p> <p><b>3 その他</b></p> <p>(1) 押印を廃止した文書に押印した場合でも同様に取扱います。</p> <p>(2) 申請書等の在庫がある場合は、当面の間継続して使用するため、押印欄や㊦マークが残っている場合がありますが、押印せず使用することができます。</p> <p>(3) 市の条例や規則等に押印の定めがあるものについては、引き続き廃止する方向で見直しを進めています。</p> <tr> <th>セールスポイント</th> </tr> <tr> <td> <p>引き続き見直しを進め、手続きにおける皆様の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政サービスの効率的・効果的な提供に努めます。</p> </td> </tr>	廃止・継続の別	件数	割合	押印を廃止するもの	1,640	83.1%	<b>うち、10月1日に押印廃止するもの</b> (法令等に根拠のない押印)	236	12.0%	うち、条例・規則等の改正を要するもの	1,404	71.1%	押印を継続するもの	334	16.9%	<b>見直し対象文書 合計</b>	1,974	/	セールスポイント	<p>引き続き見直しを進め、手続きにおける皆様の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政サービスの効率的・効果的な提供に努めます。</p>
廃止・継続の別	件数	割合																		
押印を廃止するもの	1,640	83.1%																		
<b>うち、10月1日に押印廃止するもの</b> (法令等に根拠のない押印)	236	12.0%																		
うち、条例・規則等の改正を要するもの	1,404	71.1%																		
押印を継続するもの	334	16.9%																		
<b>見直し対象文書 合計</b>	1,974	/																		
セールスポイント																				
<p>引き続き見直しを進め、手続きにおける皆様の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政サービスの効率的・効果的な提供に努めます。</p>																				